

5.Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払（処置要求）

観光庁

2億1739万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 観光庁は、旅行代金の割引等を行うGo To トラベル事業をツーリズム産業共同提案体（事務局）に委託して実施（実施期間：令和2年7月～4年12月（4年8月末時点）。委託費概算払額：2341億円（4年4月末時点））
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、2年11月以降、事業の一時停止措置等を講じ、旅行業者等に対して、**旅行者から旅行商品の予約の取消料を收受しないよう要請**
- ✓ 観光庁は、上記の要請に伴い観光関連事業者に生ずる実損を低減させるために、事務局を通じて、要領等に定められた要件（支払要件）を満たす予約について、**取消料対応費用やそれを観光関連事業者に配分するなどの事務費用を旅行業者等に対して支払う措置**を実施（事務局が支払った取消料対応費用等1321億円）
- ✓ 旅行業者等は、申請に当たり、取り消された旅行商品の予約に係る予約日、取消日等を記載した一覧表（予約リスト）等を事務局に提出
- ✓ 事務局は、審査担当者向けのマニュアルを作成し、**予約リスト等の内容を確認するなど（事前審査）して支払**
- ✓ 旅行業者等は、旅行商品の予約の内容、取消日等を証する書類等（予約記録等）を保管

検査の結果

- ✓ 予約記録等に記載された実際の取消日が対象期間に該当しないなど**支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われていた**（865件、取消料対応費用等2957万円）
- ✓ 予約リストの記載内容上、予約日、取消日等が要領に定める対象期間に該当していないなどとしていて、**支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われていた**（9,104件、取消料対応費用1億8782万円）
- ✓ 観光庁は、事務局に対して、**事前審査を終えた一部の予約について、旅行業者等に予約記録等の提出を求めて改めて審査（事後審査）するよう指示**
- ✓ 事後審査は、**405万件の予約のうち6,086件（0.15%）にとどまっていたが、対象範囲の拡充を指示していなかった**
- ✓ 審査担当者向けのマニュアルに記載された確認項目についてすら**十分な確認がされていないなどしていた**

要求する処置

- ✓ 予約記録等の内容が支払要件を満たさないものにつき、事務局に対して、**改めて支払対象とならない取消料対応費用等を算出し、旅行業者に返還を求めるなどした上で、相当する委託費を国庫に返還させること**
- ✓ 予約リストの内容が支払要件を満たさないものなどにつき、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、**同様に返還させること**
- ✓ 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、**事後審査の対象範囲を拡充して、支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示**し、支払対象とならないものは**同様に返還させること**

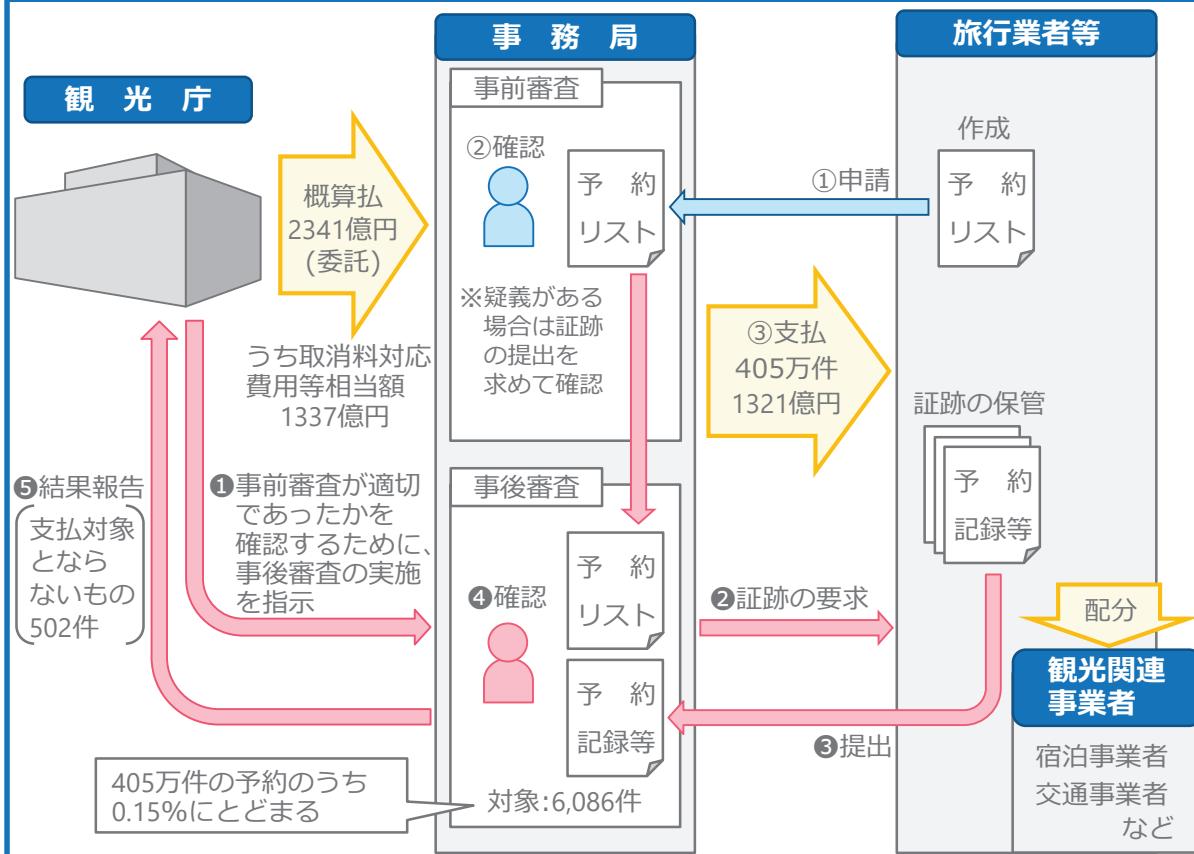


5.Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払（処置要求）

観光庁

2億1739万円(指摘金額)

取消料対応費用等の支払手続及び審査の概要



検査の結果

- 予約リストの記載内容が予約記録等と一致するかなどについて確認したところ、予約記録等に記載された実際の取消日が対象期間に該当しないなど**支払要件を満たしていない**のに**865件、取消料対応費用等2957万円**が支払われていた
- 予約リストの記載内容上、**支払要件を満たしていない**などしているのに取消料対応費用が支払われていた (単位: 件、万円)

態 標	件数	金額
予約日、取消日等が対象期間外	8,632	1億6794
旅行商品の内容等が事業対象外	359	1184
同一の旅行商品を二重に申請	113	803
計	9,104	1億8782

- 観光庁は、事後審査の対象範囲を拡充するなどの対応を**事務局に指示していなかった**
- 審査担当者向けのマニュアルに記載された確認項目についてすら**十分な確認がされていない**などしていた

要求する処置

- 予約記録等の内容が支払要件を満たさないものにつき、事務局に対して、改めて**支払対象とならない取消料対応費用等を算出し、旅行業者に返還を求める**などした上で、**相当する委託費を国庫に返還させること**
- 予約リストの内容が支払要件を満たさないものなどにつき、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、**同様に返還させること**
- 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、**事後審査の対象範囲を拡充して、支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示し、支払対象とならないものは同様に返還せさせること**